

(趣旨)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下「平成27年改正給与条例」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 切替日 平成27年4月1日をいう。

(2) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間

ウ 鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第16条に規定する病気休暇または介護休暇の承認を受けていた期間

(3) 復職時調整 鯖江・丹生消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和44年鯖江・丹生消防組合規則第6号)第18条または鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第8条の規定による号給の調整をいう。

(4) 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他管理者の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

(平成27年改正給与条例附則第3項の規則で定める職員)

第3条 平成27年改正給与条例附則第3項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(2) 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第10条または第17条の規定による勤務をいう。次条第1項第2号において同じ。)を開始し、または終了した職員

(3) 切替日以降に再任用職員異動(地方公務員法第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第3号において同じ。)をした職員

(4) 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員(管理者の定めるこれに準ずる職員を含む。)(平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合にも該当することとなつた職員(次項において「複数事由該当職員」という。))を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員(平成27年改正給与条例附則第3項に規定する特定職員をいう。以下この条および次条第1項において同じ。))にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項および次条第1項において同じ。))以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第4号に掲げる場合を除く。)) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 育児短時間勤務等を開始し、または終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成27年改正給与条例の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第13号。次号において「改正前の給与条例」という。))別表第1の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(1において「切替前給料表による給料月額」という。))に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員(2に掲げる職員を除く。)) 切替前給料表による給料月額

(3) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第1の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(1において「切替前の再任用給料月額」という。))

イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間職務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後

における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 管理者の承認を得てその号給を決定された場合または管理者の定めるこれに準ずる場合 管理者の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が管理者の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(平成27年改正給与条例附則第5項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していたものであつて、切替日以降に平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。)には、その差額に相当する額(特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を、平成27年改正給与条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、平成27年改正給与条例附則第5項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第6条 平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 平成27年改正給与条例附則第3項から第5項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。